

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地域センター条例の一部を改正する条例

町田市地域センター条例（昭和57年9月町田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表町田市鶴川市民センターの項の前に次のように加える。

町田市忠生市民センター	ホール	1,800	2,800	3,500	8,100
	会議室1	700	900	1,100	2,700
	会議室2	400	600	700	1,700
	会議室3	600	800	800	2,200
	和室	700	900	1,100	2,700
	多目的室A	800	1,100	1,300	3,200
	多目的室B	400	600	700	1,700
	多目的室C	800	1,100	1,300	3,200
	多目的室D	700	900	1,100	2,700
	料理講習室	900	1,100	1,200	3,200

別表第2の2の表中

「町田市忠生市民センター」を「町田市鶴川市民センター」に改める。

附 則

この条例は、平成27年3月16日から施行する。

町田市地域センター条例新旧対照表（改正後）

別表第2（第4条関係）

1 施設使用料

センター の名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前 9時から正 午まで）	午後（午後1 時から午後 5時まで）	夜間（午後5 時30分か ら午後10 時まで）	全日（午前9 時から午後 10時まで）
町田市忠 生市民セ ンター	ホール	<u>1,800</u>	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>8,100</u>
	会議室1	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	会議室2	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
	会議室3	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,200</u>
	和室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	多目的室A	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>3,200</u>
	多目的室B	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,700</u>
	多目的室C	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>3,200</u>
	多目的室D	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,700</u>
	料理講習室	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>	<u>3,200</u>
町田市鶴 川市民セ ンター	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考 略

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の名称	使用料
<u>町田市忠生市民センター</u>	グランドピアノ	半日につき 500円
町田市鶴川市民センター		全日につき 800円
町田市南市民センター		
町田市なるせ駅前市民センター		
町田市塚市民センター		
町田市小山市民センター		
町田市玉川学園コミュニティセンター		
町田市木曽山崎コミュニティセンター		
町田市成瀬コミュニティセンター		
町田市つくし野コミュニティセンター		
町田市木曽森野コミュニティセンター		
町田市三輪コミュニティセンター		

備考 略

町田市地域センター条例新旧対照表（改正前）

別表第2（第4条関係）

1 施設使用料

センター の名称	施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
		午前（午前 9時から正 午まで）	午後（午後 1時から午 後5時ま で）	夜間（午後5 時30分か ら午後10 時まで）	全日（午前9 時から午後 10時まで）
町田市鶴 川市民セ ンター	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考 略

2 附属設備使用料

センターの名称	附属設備の名称	使用料
町田市鶴川市民センター	グランドピアノ	半日につき 500円
町田市南市民センター		全日につき 800円
町田市なるせ駅前市民センター		
町田市堺市民センター		
町田市小山市民センター		
町田市玉川学園コミュニティセンター		
町田市木曽山崎コミュニティセンター		
町田市成瀬コミュニティセンター		
町田市つくし野コミュニティセンター		

町田市木曾森野コミュニティセンター		
町田市三輪コミュニティセンター		

備考 略